

八九条一項、二四二条)。したがって、立件したくない場合には、行政からの告発を「受けない」ことになる。なかつたことにするのである。

なぜ受けないのだろうか。私の印象では、警察には、「行政にはまだやることがあるはずで安易に警察に頼ることは認められない」「我々は行政の尻ぬぐいをするのではない」という認識があるように見える。行政法違反事案については、第一次的には行政がしっかりやれというのであろう。実際、警察が検挙した事案のほとんどすべてについて、行政指導が先行している。

こういう話もある。自然公園法違反の建築物に対して知事が除却命令を出したところ命令が履行されなかった事案について、命令違反罪として告発が打診された。警察は、当該命令を行政代執行するための予算措置を求め、それがされるのが確実になってはじめて告発を受け付けた。

なかなか複雑な現場実態である。

六

行政法研究者の眼からみれば、理論も判例も熟知している刑事法研究者が警察を対象とする実態調査をする方が、理論的にも法政策的にもよほど興味深い知見を引き出すことができるように思う。ところが、かつて松尾浩也先生が主宰される研究会で報告をした際に刑事法学者の先生方と雑談をしたが、第一線で捜査を担当する都道府県警察本部の係長や課長補佐クラスの警察官と「話したことのある」研究者は意外に少ないと知って驚いた経験がある。行政職員と話したことがない行政法学者は少ないと思うが、刑事法の場合、学問的にもそうする必要があまりないということなのだろうか。

一方、警察官僚によれば、行政法のような生活経済関係法令の執行実態は、警察実務家でも担当経験ある者以外に

は知られていないそうである(四方光「罰則適用過程からみる行政法…生活経済事犯の取り締まりを中心に」警察政策一一卷(二〇〇九年)二二四頁以下)。その意味で、不十分ながらもこうした調査をしてその成果を公表する意味は、実務的にもそれなりにあるのだろう。

ひとつの法律について、行政と警察の両者を射程に入れた実態調査をするのは、実際のところ、手間と時間がかかって結構大変である。終わってみると、「あ〜しんどかった、もうしばらくはイヤだ」と思う。しかし、振り返ってみれば、四〇五年おきにやっている。大変なのではあるが、それはそれで癒しになっているような気もする。中毒なのかもしれない。さて次は、どの法律を手がけようか。(続)

(またむら・よしのび上智大学法学部教授)

(連載)

中国人強制連行和解の現状と課題(一)

花岡和解の問題点を中心として

吉田邦彦

一 はじめに

第二次世界大戦時の後半・終盤になされた四万人弱の中国人強制連行・労働の中でも、もっとも有名な象徴的事例が秋田県の花岡事件であるが、今年二〇〇九年は、その犠牲者の遺骨が、発見・発掘(一九四九年八月以降)されてから、六〇年目に当たる節目の年である。また来る秋には、わが国最初の強制連行記念館である「花岡平和記念館」竣工の運びになっており、ここ二〇年余り行われている大館市主催の

六月末日の「花岡慰霊祭」(一九八五年以来である)に、私も遅ればせながら参加した。そして本稿は、司法的にも興味深い事案を提供している「花岡和解」(二〇〇〇年一月二十九日に成立した)およびそれを巡る対立について、その紛争解決の特質等に留意して、若干の検討を行うものである。

すなわち、鹿島組の花岡出張所における中国人強制連行は、花岡蜂起(一九四五年六月三〇日)もあり、犠牲者は多く(九八六人の連行者の内、四一八名が死亡しており、その死亡率四

二・三九%は、中国人強制労働の全国一三五の事業所の中で五番目であり、死亡者数ではトップである)、最初に損害賠償訴訟が提起され(一九九五年六月)、しかも、東京高裁における訴訟上の和解が成立し、五億円もの和解金も含まれて、九八六名全体解決を信託方式で導いていて、注目を浴びた。いずれにおいても、戦後補償事例において、リーディングケースないし象徴的事例であり、その背景としては、本事件に関連して、BC級戦犯裁判もなされて、証拠資料も残存し、戦後補償

訴訟も行いやすかったという意味で先駆的で、後述する如く和解も他に類がないタイプであり、今進行中の西松和解（それは言うまでもなく、最判平成一九・四・二七民集六一巻三三〇一八八頁を受けたものである）においても先例となりうるという意味で耳目を引いているわけである。⁽¹⁾

しかるに、周知のごとく、この和解を巡って、原告のリーダー格の歌諄さんらと弁護士との間に亀裂が入り、「関係修復」を目指す戦後補償訴訟の帰結としても、遺憾な事態になっていて、近年においてもこの点では、論争が再燃している。⁽²⁾ こうした必ずしも好ましくない顛末は、大館・花岡を訪問しその詳細を知れば知るほど、重く私の脳裏に暗雲が垂れこめる思いであったが、他方で、こうした議論を法学的に分析してみると、本件のごとき戦後補償訴訟の特質ないしその紛争解決の

あり方という核心部分に関わることも痛感した。そもそも考えてみると、ここで問題となっているのは、契約解釈という純粹民法学上の問題にとどまらず、ヨリ基礎法学的な紛争解決論とか弁護士・依頼者間の法倫理的問題なども関わり、法科大学院時代の法学的ないし法理論的注目点の格好の素材でもある。まして非法律家の間では、著名な事件としてこれだけ世間の耳目が集まり、この「法的問題」を巡り議論沸騰しているのに、法律家による分析が（担当弁護士・弁護団のものを除き）皆無に近い状況であるのも不思議かつ異様なこととも言えて、これも、補償問題に関する法学界一般の関心の低調ぶりを示すものなのだろうか。ともかく現時点でもう一度、本件花岡和解の意義を確定し（三一）、さらに和解交渉のアクターの相互関係の「こ



じれ」について、法学的検証を行い（三二、三三）、そしてこの問題は、補償理論とどのように関わるのかを検討してみることとした次第であり（三四）、その過程で、本訴訟の特質に即した紛争理論、つまり、紛争解決のあり方ないし和解における典型的特色を

扱い（三五）、そうした理論的視角から、近時の論争状況を分析し直し、今後の方途を探ることとする（三六）。

(一) 花岡事件に関する法的紛争及び和解につき、私自身行った簡単な概略としては、吉田邦彦・多文化時代と所有・居住福祉・補償問題（民法理論研究3巻）（有斐閣、二〇〇六）四〇―四二頁（初出、二〇〇一年）参照。



(写真上) 大館市（旧花岡町）の十瀬野公園の「中国殉難烈士慰霊碑」（一九五三年建立）
(写真下) 第二次花岡連行者により建設された海の沢ダム暗渠

(1) 強制連行・労働及び花岡事件前提問題として、花岡での強制連行・労働及び蜂起事件について略述すると、まず①鹿島組（鹿島建設）花岡出張所への中国人の強制連行は、一九四四年七月以来、三次にわたって行われ（九八六人（到着したのは、九七九人）（二次…二九四人、二次…五八七

二 事実関係——花岡和解成立（及びその後）の経緯

(2) 近時の論争としては、野田正彰・廣四の記憶（みすず書房、二〇〇九）八六頁以下（初出、世界七七三号、七七四号、二〇〇八）、同「田中宏氏に反論する」世界七七九号（二〇〇八）、さらに、田中宏（「反論」花岡和解の事実と経過」世界七七八号（二〇〇八）、林伯羅「大事な他者を見失わないために——花岡和解を戦後補償の突破口に」世界七八〇号（二〇〇八）など参照。なおこれを受けて、有光健「内海愛子」高木喜孝・岡本厚「花岡和解」を検証する」世界七九五号（二〇〇九）も出されている（脱稿後に接した）。

【目次】
一 はじめに
二 事実関係——花岡和解成立（及びその後）の経緯

(1) 強制連行・労働及び花岡事件
(2) 花岡和解に向けての歩み
(3) 歌諄氏らとの関係悪化（以上、本号）
三 若干の考察・感想

三二 花岡和解のメリット

三二二（問題点その1） 和解の受け止め方の食い違いと意思疎通（弁護士の説明義務の問題）

三二三（問題点その2） 和解条項のわかりにくさと納得可能性——その解釈のあり方

(1) 和解条項の解釈の仕方

(2) 原告の動揺と弁護士の説明義務の重要性——両者の思考様式とのギャップ？

三四（背景問題）戦後補償問題の特性（そこで譲れないこと）の再認識の必要性——通常の不法行為訴訟との相違

(1) 「償いモデル」と「不法行為訴訟モデル」との相違

(2) 両モデルの相違に留意した本件分析

三五（構造的・手続的問題）「価値紛争」における和解解決の可能性と限界——西松和解のあり方

(1) 「価値紛争」の特性——オペアの図式

(2) 「価値紛争」の和解の特色

三六 終わりに——大局的方向性を見据えて（不毛な紛争・誤解の回避の必要性）

人、三次（九八八）、そこでは、同和鉱業から引き受けた同組の下請け業務のため、滝の沢ダム暗渠工事、花岡川改修、焼沢ダム工事などの過酷な強制労働に従事したわけであり、宿舎「中山寮」での待遇も劣悪で、一九四五年六月までに、来日した者の内、一三七人が死亡した。そこで、②同年六月三〇日には、同所の労働者八〇〇人ほどが蜂起に立ちあがる「花岡事件」が生じたが、すぐに発覚して、付近の獅子ヶ森（標高二二四・七m）における攻防となり、二万四〇〇〇人ももの追手に直に捕獲され、共楽館における拷問及び同館前広場での炎天下三日間の数珠つなぎに縛られたままの状態での放置により（それだけで一〇〇人近くが死亡し）、計四一八人が死亡した。

しかし本稿は、こうした事実関係を詳述することを目的としないので、詳しくは、既に多く出されている文献³⁾に

よらしたい。

(2) 花岡和解に向けての歩み⁴⁾

花岡和解（及びその前提としての花岡訴訟）への歩みは、花岡事件の大隊長耿諱さんが、一九八五年の大館市主催の花岡慰霊祭のニュースの中国配信を読んで、その消息が明らかになったことから始まる（なお、同人は、花岡事件の首謀者として、一九四五年九月に秋田地裁から無期懲役の刑が下り、秋田監獄に収監されていたが、同年一月に極東軍事裁判「花岡で強制労働させた側に対するBC級戦犯の軍事裁判は、一九四八年三月に下される。しかし逆コースで、その執行はなされなかった」の証人として東京中野の刑務所に移され、同判決後間もなく帰国していた）。すなわち、③一九八七年六月に耿諱さんは、来日して、中国人殉難者慰霊祭に参加し、さらに、④一九

八九年一二月に、同人は、北京から、鹿島建設への公開書簡を発表することとなった。そしてそこでは、「鹿島組が改悛の意を示し、史実を重んじ、平和の大道を歩むことの要望」を行い、特に、(i)鄭重な謝罪の表明、(ii)改悛の態度の表明、花岡殉難烈士記念館の建立、(iii)受難者九八六人に對する各人五〇〇万円の賠償の支払いを求めたのである（花岡強制労働生存者及び殉難者遺族聯誼準備会「花岡受難者聯誼会の前身」会長 耿諱、副会長 李介生、幹事 王敏、張肇国各氏の連名である）。

そして、⑤翌一九九〇年七月五日には、慰霊祭参加のち鹿島建設本社を訪れて、「共同発表」を行うことになり、同発表では、(i)強制連行・労働を歴史的事実として認め、企業としての責任を認識し、深甚な謝罪の意を表明すること、(ii)話し合いによる解決に努

めるべき問題であることの認識、及び(iii)周恩来首相の精神「過去のことを忘れず、将来の戒めとする」に基づき、生存者・遺族の代理人との間で協議継続することが謳われた（花岡事件中国人生存者・遺族代表 耿諱、代理人 新美隆、内田雅敏、田中宏、内海愛子、林伯耀の各氏と鹿島建設（株）代表取締役副社長 村上光春氏との連名である）。

そうこうする内に、一九九三年には、『華人労働者就労事情調査報告書』が発見され（一九九五年にその復刻版が出版された）、他方で、鹿島側の交渉態度が硬化して、⑥同年六月には、東京地裁に提訴されることとなった（一人当たり、五五〇万円、合計六〇五〇万円の請求）。しかし、⑦同年一月の二審判決（東京地判平成九・一二・一〇判タ九八八号二五〇頁）は、(i)強制連行状態から、遅くとも一九四

八年三月に脱しており、一九九五年七月の提訴は、不法行為終了後四七年後のことで、除斥期間二〇年の経過により、請求権は消滅し、(ii)安全配慮義務違反に関しては、それを観念する「格別の社会的接触関係」はない（事実上の支配・管理関係に止まる）として、請求を棄却した。

直ちに、⑧東京高裁への控訴をしたが、その後、翌一九九九年七月になり、裁判所は、和解の打診をしてきて、同年八月に「和解手続についての控訴人らの基本的考え」が、提出され、(i)鹿島の率直な謝罪の必要性、(ii)花岡事件受難者全体の一括解決、(iii)額の合理性（恥ずかしくない解決）が説かれた。これを受けて、⑨同年九月一〇日に、東京高裁「新村一人裁判長」による職権和解勧告がなされた（この間、同年八月一九日、九月一日に弁護団の訪中がなされ、また、注

目すべきこととして、同年一二月に中国紅十字会の正式参加がなされた）。その上で、⑩二〇〇〇年四月二一日に東京高裁（新村裁判長）による「和解勧告書」提示がなされたわけである。そしてそこでは、(i)「共同発表」の再確認、(ii)中国紅十字会への金五億円の信託、(iii)中国紅十字会への金五億円の支援（これに三〇五割使「目処」）、日中の歴史研究その他の活動資金に充てることが説かれた。

そして、これを出すに際して、新村裁判官は、「所見」として、「裁判所が、公正な第三者としての立場で調整の労をとり一気に解決を目指す必要があると考えて和解を勧告してきた」「しかし、（両者の）開きは依然として大きく……この上は、……裁判所は、判決で請求権の存否について判断しなければならぬ」「（しかし）和解成立に向けての裁判所の意図するところ

が決して無理ではなく、かえって合理的なものであり、「本件が和解によって解決を見ることの意義は、社会的、歴史的に見て判決によった場合のそれと比して数倍の価値があると思われる」と述べている。

しかしこれに対して、鹿島側は、この和解案を直ちに受け入れようとしてない（「共同発表」で認めたのは道義的責任のことで、法的責任ではないとする）旨の主張を行い、原告側（控訴人側）「花岡事件生存者・遺族」は、その鹿島の主張については、「了解する」（「理解」の意味であり、「承認」ではない趣旨）とした（この間、二〇〇〇年一月一七・二〇日に、弁護士は訪中し、新美弁護士は、和解条項につき、説明した。但し、和解条項の中国語訳が配られなかった）。

かくして、⑩二〇〇〇年一月二十九日に本件和解は成立し、(i)「共同発

表」（前記⑤）の再確認（一項本文）、(ii)鹿島は、同「共同発表」は、その法的責任を認める趣旨ではない旨主張し、原告らは、これを「了解」した（一項但書）こと（なお、ここにおいて「了解」とは、「承認」「同意」の趣旨ではないということである）、(iii)鹿島は、花岡事件受難者全体への慰霊などの念の表明として、中国紅十字会に五億円を信託すること（二項）、そして、中国紅十字会（その運営委員会）は、それを「花岡平和友好基金」として管理する（四項）こと、(iv)花岡事件に関する一切の請求権の放棄（五項）が記された。

なおその際に、新村裁判官は、「所感」として、「当事者の自主的折衝の貴重な成果である『共同発表』に着目し、これを手がかりとして全体的解決を目指した和解をするのが相当であると考え」職権和解勧告をした旨、ま

た、和解勧告過程では、「戦争がもたらした被害の回復に向けた諸外国の努力とその成果にも心を配り」「従来の和解の手法にとられない大胆な発想により」「花岡事件についての全ての懸案の解決を図るべく努力を重ねてきた」のであり、当事者の「紛争を解決する」というに止まらず、日中両国及び両国民の相互の信頼と発展に寄与するものであると考える」旨、述べられる。もっとも、同日に鹿島はホームページでの「コメント」として、「当社に法的責任がないことを前提に、和解協議を続けてまいり……本基金の拠出は、補償や賠償の性格を含むものではありません」と発表し、その後物議を醸すことになった。なお、これに対して、林伯耀氏及び「中国人強制連行を考える会」は抗議したが、他方で弁護士は、抗議していない（削除は求めたとのことである）。

しかしともかく、⑩二〇〇〇年二月には、報告会で、聯誼会による「和解」の受け入れがなされ、また、翌二〇〇一年六月に、同聯誼会は、声明を出し、「コメントによる侮辱は許せない」としつつ、「共同声明の精神に戻り、日本政府と企業の責任の追及」との声明を出して、同年九月から、信託金の受給式が行われることとなった（各人二五万円（約二万六〇〇〇円））。

(3) 耿諱氏らとの関係悪化
ところが、⑩二〇〇〇年二月に、

耿諱氏自身は、同「コメント」を聞いて、病床に伏した（その息子耿碩宇氏が先に知り、「強烈抗議」して、父親に連絡したのである）。また、同月には、「花岡訴訟案報告会」で、康健弁護士が、花岡和解条項の公平・公正について、質疑を提出し、このような和解モデルが、他の中国人強制連行の解決に普及することに異を唱えた。

月に、孫力氏（聯誼会幹事）（父 孫基武氏は、共産館前広場で殴り殺される）の抗議声明（「花岡事件」「和解」の欺瞞を告発する）が出され、そこでは、「和解条項」は、原告に知らされておらず、また、和解条項に署名・捺印をしておらず、和解条項は無効だとする。

また、⑩二〇〇三年三月に、耿諱氏らが、賠償金を受け取るとの報道に対して、「厳正表明」（耿諱氏個人に限り、屈辱的和解に反対の表明）を行った。そして、⑩二〇〇四年一月に、

新刊案内

●「戦死後」という新たな観点で、戦死者と戦跡をめぐる記憶を再構成

死者たちの戦後誌

一沖縄戦跡をめぐる人びとの記憶

北村 毅著 ●4,200円

膨大な文献・映像資料と緻密かつ繊細なフィールドワークをもとに、戦死者にとって空白の「戦死後」の64年を読み解く。

●「民主主義」論の新たなパラダイムを求めて

「日本人」と「民主主義」

村田邦夫著 ●6,825円

覇権国アメリカの「人権」「自由」「民主主義」「平和」の理念には、覇権システムとその秩序がもつ「差別」「排除」が刻印されている。

●一貫した方法論に貫かれた「ノート」の学的構造を浮上させる

グラムシ「獄中ノート」の学的構造

鈴木富久著 ●3,360円

「ノート」全体を対象として、それを貫くグラムシの方法論の探求に焦点をあてつつ、その体系的・論理構造を解明する。

●われわれを支配する正義や法とは一体何か

法の脱構築と人間の社会性

堅田研一著 ●3,360円

法・正義の無根拠性を論じるコジェヴ、デリダ、岩井克人の思想をヒントに政治、経済、市民社会の関係を考察する。

●「満洲国臣民」から「中国朝鮮族」へ

戦後の「満州」と朝鮮人社会

—越境・国縁・アイデンティティ

李 海燕著 ●5,670円

解放から中華人民共和国における朝鮮民族の位置が定まるまでの激動の歴史を証証的に分析する。

御茶の水書房

〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20
TEL 03-5684-0751 FAX03-5684-0753
http://www.ochanomizushobo.co.jp/

米國華人団体主導の「鹿島の『和解』拒絶の花岡受難者補助基金」が発足したが(各三万五〇〇〇元)、耿諱氏自身はそこから受け取ってはいない。また、⑩二〇〇七年三月に、野田正彰氏が耿諱氏に面会し、その後、二〇〇八年になり、同氏は、花岡和解弁護団の非難を開始するのである。

なお、「花岡平和友好基金」からの受難者の受取状況は、(1)一人の原告中、二名が受領拒否、一名受領留保(本人は反対でないが、子供が反対)、(2)原告以外では、受領拒否が五、六名で、全体として、約五〇〇名が受領しているとのことである。

(3) 大館市史三巻下(大館市、一九八六)五〇八頁以下(藤島正行執筆)。また、中国人強制連行事件資料編纂委員会編・草の巻標——中国人強制連行事件の記録(新日本出版社、一九六四)一〇三頁以下、石飛仁・中国人強制連行の記録——花岡暴動を中心に(太平出版社、一九七三)、野添憲治・花岡事件の人たち——中国人強制連行

の記録(社会思想社(現代教養文庫)、一九九五)(初出、評論社、一九七五)(同・シリーズ・花岡事件の人たち・中国人強制連行の記録)第一集強制連行(社会評論社、二〇〇七)所収)、同・聞き書き花岡事件(無明舎出版、一九八三)(増補版、お茶の水書房、一九九二)(同・同上シリーズ)第三集花岡鉱山(社会評論社、二〇〇八)所収)、同・花岡事件と中国人——大隊長耿諱の蜂起(三一書房、一九九七)(同・同上シリーズ)第二集・蜂起前後(社会評論社、二〇〇八)に所収)、中国人強制連行を考える会・中国人強制連行と花岡蜂起(同会、一九八九)など。

(4) 和解に至る過程については、田中・前掲(注(2))論文、林・前掲(注(2))論文、また、吳子(山邊悠喜子訳・尊厳——半世紀を歩いた「花岡事件」)(日本倫理社、二〇〇五)一五五頁以下が詳しく、写真集としては、張國通編著・花岡事件(第二版)(河南人民出版社、二〇〇一)一〇〇頁以下参照。さらに、花岡和解それ自体については、中国人強制連行を考える会・花岡鉱山の底から・第八集(同会、二〇〇一)、「特集」花岡事件「和解」を考える(中編連一六号)(二〇〇一)、「特集」花岡事件和解の歴史的・法的意義(専修大学社会科学研究所月報四五九号)(二〇〇一)など参照。

(5) これについては、NHK取材班・幻の

外務省報告書——中国人強制連行の記録(日本放送出版協会、一九九四)参照。復刻版は、田中宏||松沢育成編・中国人強制連行資料——「外務省報告書」全五分冊ほか(現代書館、一九九五)である。

(6) 吳子・前掲書(注(4))三二六頁以下など参照。

(よしだ・くにひこ)

北海道大学大学院法学研究科教授)

『制裁論』を刊行して

刊行の際の幸運

本年の五月に有斐閣から『制裁論』と題する論文集を刊行させていただいた。わが国の制裁制度を、刑事制裁、行政制裁、民事制裁(損害賠償)などの法分野の垣根を越えて総合的に検討することで、あるべき制裁制度を探求することを共通のテーマとした論文集である。収録したなかでもっとも早期の論文である「刑罰としての損害賠償」を公表したのが一九九一年で、もっとも最近の論文である「刑事制裁・

処遇のあり方」を公表したのが二〇〇八年、書き下ろし部分を執筆したのが二〇〇八年後半なので、執筆期間は一八年間に及んでいる。もっと早く完成させるつもりだったのだが、足りない部分をもう少し補充してからなどと思っているうちに、完成が遅くなってしまった。論文をまとめて本にするのは、娘を嫁にやる気分にならんと似ている気がするが(とはいえ、まだ経験したことはないのだが)、そう思うのは私だけだろうか。

刊行の最終段階では、編集部の上肥

佐伯仁志

賢氏と鈴木淳也氏が、本年の日本刑法学会大会に間に合わせようと、私の尻を何度もたたいてくれるとともに、校正作業を頑張ってくれた。正直言って、自分の論文集が大会会場に設置された有斐閣の書店に並べられているなどというのは、恥ずかしくて気が進まなかったのだが、売れそうもない専門書を出してもらおう身としてはわがままも言えず、なんとか大会に間に合わせたい。後で気づいたのだが、奥付の発行日は大会初日である二〇〇九年五月三日になっ

為を誘発した面がある。一〇万円などは一晩で軽く稼げる。六ヶ月というのも、長いようで短い。逮捕・起訴後も否認を続ければ勾留が継続するが、そのうち判決になる。「懲役六ヶ月、未決勾留期間参入して即釈放」(刑法二一条)という笑い話のような実態もある。適用を考えた場合、刑罰の感銘力は総じて低かったのである。

密漁者といえどもそれが県内漁業者であればどうしても対応に甘さが出ると思われる。県内漁業者と県外業者が県内で同じような違法操業をしている場合に「県外業者を優先的に取り締まる」というのは、多くの行政のスタンスである。県内業者に厳格に対応すると議会でも問題になるが、県外業者の場合には、「文句をいう人がいない」のである。

五
県庁の水産課にも、行政職員である特別司法警察員がいると述べた。行政も取締船を持っており、海保とは捜査権限が競合している。海面調整規則を専門に執行するのであるから、海保よりも専門性は高い。実際、単独で令状捜査をする県もあるくらいである。しかし、さすがにそれは例外的で、

あまりにも密漁検査歴が蓄積すると、県内漁業者であっても、漁業免許取消になりうる。しかし、「生活の基盤なのでそれはできない」というのが、行政の一般的な認識である。漁業免許の要件(と同時に欠格要件)のひとつには、「漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠くこと」があるが(漁業法一四条一項一号、五七条一項一号)、「前科二〇犯の漁業者も免許を取り消されていない」という事実もある。効果量の消極的濫用もいところだが、いろいろとお家の事情があるのだろう。

この点、海保は国家公務員であり、また、保安部の所管海域も県境をまたがっている場合がある。県職員からみると、「海保は問答無用で情け容赦なく検査する」そうである。たしかに、水質汚濁防止法違反の執行などをみて、そんな傾向はあるように思う。ただ、海保にも泣き所がある。意外なことであるが、陸上とは異なり、海面の県境については関係県の間で争いがある。主張海面が三重にダブっているところもある。そうした場所ですされる密漁は「場所の特定」が面倒になるため検事が難色を示すことから、検査に二の足を踏む場合もあるといわれる。

海は広くて深い。海面調整規則の執行実態調査をして、改めて実感した。

(続)
(きたむら・よしのぶ)上智大学法学部教授

(連載)

中国人強制連行和解の現状と課題(二) ——花岡和解の問題点を中心として

吉田邦彦

三 若干の考察・感想

三-1 花岡和解のメリット

前章に概観したように、「花岡和解」では未だに問題がくすぶっており、紛争解決に至ったとも言えないのであるが、まずは、二〇〇〇年にもかく成立した和解の意義を、今日的視点から整理しておく(両陣営に分かれて非難応酬がある中で、評価を加えるのも難しいが、言うまでもなく、第三者の中立性を保ちつつ、それに法学的考察を交えて論じたい)。

すなわち第一は、戦後補償裁判のその後の動向は決して芳しくない(上級審で、あらかた請求を棄却させており、こうした傾向に、私自身は批判的であるが、ともかく、和解当時から、訴訟的解決を楽観視していなかった、故新美隆弁護士の見通しは当たっていたと言えよう)。当時は、判例上のパツクラッシュが起きる前(条約論から、個人的請求権を封ずる判例が出る以前)であり、請求認容の判決例が出される機運もあり、それが高裁判事の前向きな和解勧告を支えていたという

ことができ、——もし訴訟的解決を選んでいたならば、得られた結果は、ゼロとなった可能性も小さくないのに比較すると、——(高望みすれば、切りはなかるうが)この時期に和解的解決を選んだ戦略的判断は、悪くなかったと思われる。

第二は、訴訟の制約を超えて、花岡受難者の全体的解決を行っており、関係した裁判官及び原告弁護士の労を多とすべきものであろう。なお今後、西松最高裁判決を受けて、強制連行和解がどのように展開していくかは、未知

数であるが、おそらくこの花岡和解の全面解決方式がモデルとなっていくのではないかと思われる。

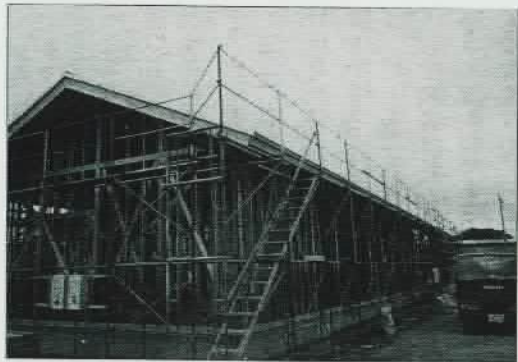
また第三は、和解条項において、共同声明の再確認ということで、企業の「深甚な謝罪」を引き出しており、これも類例はなく、補償訴訟の解決の方として、注目されるであろう(この点につき、相矛盾する企業側コメントが出され、それとの関係をどう解するか、という問題については、後述するが、ともかく和解条項に即して言えば、こういうことになる)。

さらに第四は、花岡記念館建設が本和解を契機としてなされるに至っており、このような例としても、本件は最初だと思われる(もともと、実際には、信託金にはよらず、別途の寄付金によることになっているが)。実は、この点は、耿諄さんから原告は、加害者による記念館建設にこだわっており、

その実現はできておらず、不満は残るうが、記念館の教育的・啓蒙的機能、それによる花岡事件をはじめとする中国人強制連行に関する歴史認識の醸成のためには、積極的な市民グループによる建設の方がよいのかも知れない(財政的には、加害者に支払わせるというやり方)。

むしろ、加害者によることを原告が求めたのは、その改悛の誠意の表出を狙ったのであろう。そうとすれば、追悼碑を加害者に作らせるということを別建てで考えた方がよいのかも知れない。なおこの点で、二〇〇一年六月に鹿島側が、従来の華人追善供養碑を改修しようとした(かつてのものを廃棄しようとした)のに、耿さんが抗議したのは、一貫していると言えよう。

(7) 新美隆「鹿島花岡裁判和解の意義」花岡事件を記録する会・誕生する六月(二〇〇一・六・三〇行動記録集)(同会、二〇〇



建設進む「花岡平和記念館」(2009年9月竣工予定)



信正寺境内の鹿島供養塔(左は1949年、右は2001年のもの。左を潰そうとするが、反対されて残存する)

(三) 八頁参照。
(8) これについて詳細は、吉田邦彦・前掲書(注(一))「多文化時代と所有・居住福祉・補償問題(民法理論研究3巻)(有斐閣、二〇〇六)」、四〇〇頁以下、五〇二頁以下、同「戦後補償の法理的諸問題(上)〇七」(同・都市居住・災害復興・補償と批判的「法の支配」(民法理論研究4巻)(有斐閣、近刊)第七章に所収)参照。
(9) 例えば、中国人強制連行・労働の全国

一三五事業所の内五八事業所という最大級の規模を擁する北海道においても、既に裁判外で企業との交渉が進められており、弁護団側は、日本政府と企業が総額一〇〇億円の強制連行補償基金を設けて、補償金支払いや調査費用に充てることを提案しているとのことであり(朝日新聞(北海道版)二〇〇九年九月八日一九面、北海道新聞同日二六面参照)、ここでも花岡モデルが前提とされていると思われる。因みに、この記事は、中国・広州大学医学院名誉教授の

- (目次)
- 一 はじめに
 - 二 事実関係——花岡和解成立(及びその後)の経緯
 - 三 強制連行・労働及び花岡事件
 - (1) 花岡和解に向けての歩み
 - (2) 耿諄氏らとの関係悪化
 - (3) 耿諄氏らとの関係悪化 (以上、五八八号)

- 三 若干の考察・感想
- 三二 花岡和解のメリット
- 三二(一) 問題点その1) 和解の受け止め方の食い違いと意思疎通(弁護士の説明義務の問題)
- 三二(二) 問題点その2) 和解条項のわかりにくさと納得可能性——その解釈のあり方
- (1) 和解条項の解釈の仕方
- (2) 原告の動機と弁護士の説明義務の重要性——両者の思考様式のギャップ (以上、本号)
- 三四 (背景問題) 戦後補償問題の特性(そこで譲れないこと)の再認識の必要性
- 通常の不法行為訴訟との相違
- (1) 「償いモデル」と「不法行為訴訟モデル」との相違
- (2) 両モデルの相違に留意した本件分析
- 三五 (構造的・手続的特性) 「価値紛争」における和解解決の可能性と限界——西松和解のあり方
- (1) 「価値紛争」の特性——オペアの図式
- (2) 「価値紛争」の和解の特色
- 三六 終わりに——大局的方向性を見据えて(不毛な紛争・誤解の回避の必要性)

風儀(フウギ)氏が、北炭を訪ねて、謝罪・お見舞いの意思と前記補償基金への拠出を求めたというもので、同教授は、一九四四年八月の一四歳のときに上海で強制連行されて、同年一月から一年あまり北炭角田鉱(現在の北海道夕張郡栗山町に所在した)にて強制労働させられた体験犠牲者であり、入浴の機会も与えられなかったような生活、花岡事件にも類似する抵抗活動と生費的拷問死などについては、風儀(足永昭昭・仲間)に守られて僕は地獄を生き抜いた——北海道・角田鉱中国人強制連行・風少年の証言(中国人殉難者全道慰霊祭実行委員会刊、二〇〇九)に活写されており、一読をお薦めしたい。

なお、中国人強制連行・北海道訴訟弁護団事務局長の田中貴文弁護士によれば、この全面的解決としての補償金構想(二〇〇七年六月提言、二〇〇八年三月改訂)は、全国規模のもので、「強制連行・労働の事実の承認、謝罪の意思の表明、その謝罪の証としての補償基金設立」という全面解決要求で、約四万人の被害者の一人あたり二万米ドルの支払いをベースにしており、戦後加害企業が日本政府から国家補償約五六七〇万円(一九四六年当時、現在価格では、その一〇〇〇倍で五六七億円)を受けていることをも参考にしてのことである(そして基金資金は日本政府と企業が折半する)。交渉相手の民間企業としては、鹿島

建設、西松建設など二三企業を相手に交渉中であり、この度北炭も交渉相手に加えることされており、別途進行している西松和解との関係が問われるところであろう。

(10) 花岡事件を記録する会・甞生する六月(二〇〇一・六・三〇行動記録集)(同会、二〇〇一)六六頁。

三二二 (問題点その1) 和解の受け止め方の食い違いと意思疎通(弁護士の説明義務の問題)

以上のように、本件和解の意義は、小さくないのであるが、他方で、問題も少なくない。一番深刻であるのは、和解後間もなく、(リーダー格も含めて)原告の一部から、和解に対する抗議・反対声明が出されているという点であり、紛争解決に至っていないという点である(もちろん、多くは信託基金からの受領もなされ、解決した部分も多い。だからと言って、未解決の部分があることに、目をつぶるわけ

鹿島建設という組織体が、その内部で、補償問題に積極的に、誠実に、責任ないし謝罪を肯定する者から、そういうことに否定的な者まで多様に存在している多元的グループであるということ、それゆえに、和解条項自体が、そのような状況下での妥協の産物であるということも、すんなり理解できないことかも知れない)、そうだとすると、もし原告が病気になるほどにショックを受ける誤解が察知されたならば、すぐにでも誤解消のために、説明すべきだったのであり、どうしてそれがなされないのかは、よくわからないところである(この点で、担当弁護士の内田雅敏氏にお聞きしたところ、耿諄さんが、たとえ動きが取れない状況になっていったとしても、説明に行くべきだった(しかし当時は行かなかった)との現在の心境を知らせてくださった⁽¹⁵⁾)。そしてこれは、顧客(依頼者)

にはいかならう。

弁護団の方からは、和解直前に原告にきちんと説明をして、皆納得して同意したとされるのであるが、和解条項の中国語訳が配られなかったことに落ち度があることは、否定できないであろう(訪中した林氏がその点を反省している⁽¹¹⁾)。

また、この点で、弁護団と原告との誤解ないし「ボタンの掛け違い」の発端となったのは、和解当日に出された鹿島のコメントであった。和解を批判する側は、共通して、鹿島コメントの方を重視して、ないし和解条項とコメントを一体的に読んで、鹿島には、謝罪ないし責任意識がないとして憤慨している嫌いがある。これに対して、弁護団側も説くように、法的に意味があるのは、和解条項だけで、それ本位で解釈すべきだということになる。すなわちそれは、本件「和解条項」こそ

と弁護士との信任関係の問題なのであり、関係当事者の多数が和解に賛成していたという論拠では説明がつかないものではないかと思われる。

(11) 林伯耀・前掲(注(2))三〇二頁(ここでは、中国人の基本的要求は貫徹されたとの自信とごりがあったと、謙虚に反省されている)。

(12) 梅謙次郎・民法要義巻之三(債権編)(有斐閣書房、一九一一(三三版))(初版、一八九七)八四七-八四八頁。Voyez aussi: Keadric Ouné, De la transaction en droit français comparé avec le Code civil italien et le projet de Code civil japonais (Larose et Forcel, 1869) Part II n° 261 (フランス民法); Part III n° 478 (フランス民法(〇五二条の解釈論))。またこの点で、近時の詳細な体系書として、平井宜雄・債権各論上(契約論)(弘文堂、二〇〇八)五一-五二頁も参照。

(13) そのために、和解条項と鹿島コメントを合体させた形で、和解を批判するものとして、野添憲治「花岡事件の和解をめぐる」アソシエ21ニューズレター二二(二〇〇一)、同「花岡事件の『和解』に思っこと」(一五)一頁。また、戦後補償責任問題「科学的民主主義四〇号」(二〇〇一)一五-一六頁参照。また、張宏波「花岡

が、「争いの目的である権利」(民法六九六条参照)に関する合意事項である故に他ならない(因みに、和解の効力との関連で、「宣言的・認定的」(declaratif)か、「創設的・権利移転的」(attributif; translatif)かの議論がある(フランスの伝統的見解は、和解の効力を前者に絞る。強制連行という集団的不法行為の効果に関する本件和解は、前者であろうが、わが和解法では、立法者(梅博士(この分野の泰斗))以来、この分類を廃棄しているので、これ以上立ち入らない)。

しかし、非法律家の場合には、その点はなかなかわかりにくいのであり(この点で、中国では、世代によって受け止め方に違いがあるとのことである⁽¹²⁾)、特に本件のように、和解内容とコメントとが食い違っているような場合には、原告の理解としても混乱するのが見込まれるのであり(さらには、

訴訟「和解」の問題点——日本の戦後処理の再生産」戦後責任研究三四号(二〇〇一)四五頁でも、和解条項をコメントと突き合わせて読んで、「原告の最低要求である「謝罪」を曖昧にして」「解決金に重点を置いた」として批判する(同旨、吳広義「日本政府と加害企業の誠意は?——花岡事件の「和解」に疑問」人権と教育三六号(二〇〇一)一五〇-一五一頁。しかし謝罪に関しては、和解条項に即してみれば、『共同発表』が再確認されているのであるから、深甚な謝罪がなされた」と読むべきものである。(なお、こうした和解条項の読み方も、謝罪の真正さ・誠実さの要求度により、変わりうることは、後に検討する)。

(14) 張碧清「中国における花岡和解」花岡事件を記録する会・甞生する六月(二〇〇二・六・三〇行動記録集)(同会、二〇〇三)一八頁では、鹿島声明(コメント)により、中国では見方が分かれ、中年以上は、和解に賛成し、若い学者は、反対しているとされる。

(15) 二〇〇九年七月三日付の内田弁護士への私への書信による。なおこの点で、有光ほか・前掲(注(2))一九二-一九三頁において、「原告団分裂後」(林伯耀氏の訪問以外は)、代理人との間で直接対話がなされなかったことが疑惑を増幅する一因となっている。…(耿諄氏が訪問を拒否したためとされるが)直接の対話を経て、翻

語・対立を解くことはできないにしても、相違点を整理して内外に説明する必要があるのではないか。」とし、「全面解決・最終解決に向けて一層、交流を深め、技術的にも緊密で正確な通訳・翻訳、書面化・資料化が求められる。」としている。

三・三 (問題点その2) 和解条項のわかりにくさと納得可能性

——その解釈のあり方

(1) 和解条項の解釈の仕方
それでは、順序が逆になったが、本件和解内容は、戦後補償訴訟を起した原告の思いに込めるものであったか、を考えてみたい。まず第一に、和解が一九九〇年の「共同発表」に立ち返る形で成立している限りでは、原告も納得できるものであろう。「花岡出張所での中国人の受難が、強制連行・労働に起因するという歴史的事実を認め、企業としての責任があると認識し」「深甚な謝意を表明する」というのであるから、後述する補償のプロセ

スの要諦にも沿い、被害者も納得できるものであろう。

ところが第二に、和解条項一項但書では、「鹿島は、これにより、法的責任を認めるものではないと主張している(そしてそれを了解した)」とのことである。そしてこの点での新美弁護士の説明は、やはり法的責任論にこだわっておられたふしがあり、原告および裁判所は、これを道義的責任とするのに反対したとし(それゆえに「同意」ではなく、「了解」としたとする)、また但書の射程は、あくまで「共同発表」で法的責任を認められたか否かであり、本件和解の基礎をなす法的責任には及ばないとされているが、ややわかりにくい。その趣旨は、ともかく本件和解では、五億円の損害賠償的な信託金の支払いが求められ、その限りで、法的責任の肯定事例だともされるのであろうか。しかし、和解の素

直な解釈として、「了解」であれ、「同意」であれ、被告は、法的責任を認めていないのであれば、そのレベルでは意思の一致はなく、当事者が合意しているのは、道義的責任の限りだということにならないか。

(2) 原告の動揺と弁護士の説明義務の重要性——両者の思考様式のギャップ(弁護士サイドの「法的責任中心主義」「損害賠償中心主義」?)

しかし、新美弁護士は、法的責任を重視されるためか、なんとか同責任を肯定すべく頑張られたが、それが説明を難解にしているように思われる。それならばどう考えるべきか(鹿島のように、道義的責任説ならば無意味なのか)。私は、次述の補償理論との関係で、道義的責任でも十分に意味がある(それは法的責任の基礎をなす)と考

えるので、原告にはきちんと説明しつつ、それでもわかってもらえただのではないかと思われる。ところが、(法的には、無視すべきである)鹿島のコメントには、これをも否定している字句があり、この点が、耿諄さんをはじめとする原告一部を激怒させたのではないか、という点に留意しておく必要がある。道義的責任を受けて、その「償い」として支払われるお金は、補償金なのであり、そのレベルでも、真摯な謝罪があれば、十分に原告の意向に込めるものであろうと思われるが、同コメントは、それすらも、否定する言葉遣いなのである。

当時は、私のような道義的責任及び真正・誠実な謝罪に一定の重要な意味合いを認める理解はあまりなく(その意味での「法的責任中心主義」である。そしてその「法的責任」の内容は、——「道義的責任」と峻別し——

「損害賠償中心主義」とも言うべき思考様式に席卷されており(特に新美弁護士の場合)、アメリカでの諸議論をもとに筆者が展開している補償理論とのギャップも出ることになる)、鹿島コメントで、「法的責任はない」さらに「本基金は、補償や賠償の性質を含まない」などと言われると、何も責任意識すらもなく、補償の意味合いもない金員の授受と受け取られ、「そんなために訴訟したのではない」という原告の激怒にも繋がりがりうるのである。

「深甚な謝罪」に関わる本件和解条項の解釈の仕方については、慎重な説明が求められるという先の論点とも連動する。補償理論との関係で、コメントを捨象して考えるか否かでは、決定的に異なってくるのであり、それゆえに、この点の法律専門家としての説明義務は、大きいように思われる。

因みに、戦後補償のような事例で

は、真摯な加害事実及び責任の承認、それを受けた真正・誠実な謝罪が一次的に、核心的な重要部分を占めるということは、今なお閑却される傾向、その意味での「損害賠償中心主義」の思考様式が、法律家には存在しているというのはここだけの問題ではなく、例えば、——戦後補償事例そのものではないが(いわばその付随的事例)——南京大虐殺の著名な事例として知られる夏淑琴さんの家族の悲劇に関する名営業損害事例についても、同様のことが言える。すなわち、判例は、被害者側に踏み込んで損害賠償を認めた解決をして確定しており(最終平成二一・二・五判例集未登載)、彼女に好意的な殆どの弁護士は、「勝訴判決」として積極的に受け止めている。しかしその裏面で、彼女自身が一番求めたのは、損害賠償以上に、加害者の(誠実な)謝罪であったということ——そ

してそれ自体、人格訴訟である補償訴訟の特質を如実に示していると言えよう——は、等閑視されているのである。

(16) 新美隆「花岡事件——和解の経緯と意義」戦争責任研究三二号(二〇〇一)四〇頁参照。また、同「花岡事件和解研究のために」専修大学社会科学研究所月報四五九号(二〇〇一)三六頁も参照(裁判所は、「共同発表」を重視しており、ことから、法的責任のレベルで、特効援用権の濫用及び特効利益の放棄を導いていたとする)。さらに、新美弁護士は、「法的責任の是非(性質)という点か(吉田)は、規範との関係で決められ、加害者が認める、認めないというだけで左右されない……訴訟での請求内容に関連し、「履行されるのであれば」法的責任を果たすものと言って妨げない」ともされるが(新美隆「花岡和解」について花岡鮎泥と今後の課題「前掲書」(注)4)花岡鮎泥の底から第八集(花岡和解特集)(中国人強制連行を考慮する会、二〇〇一)五四頁、五七頁、法的責任に関する和解当事者の合意の有無という点では、鹿島の発言は意味があり、同社が承認しなければ、合意はないと解するほかはないだろう。

(17) その意味で、和解時に、中国人側代理人弁護士は、「この和解は、鹿島に法的責任がないことまで認めたものではなく面期的

と評価する旨、コメントしているが(秋田魁「新報二〇〇一年一月三〇日一面参照。この点は、野添・前掲(注)13)科学的民主主義四〇号(二〇〇一)一五頁なども引用する。鹿島側は、法的責任を認めない旨主張し、それを和解条項に入れてい以上、「承諾」であろうが、「了解」であろうが、法的責任の肯定についての合意はないと解釈すべきではないか。

なお、この点で、林伯耀氏は、この言葉遣いにつき、中日共同声明の例(中国側が台湾が中国の領土の不可分の一部であることとを主張し、それを日本側が「理解」「了解」と同じ)し尊重すると声明しつつ、今まで台湾を中国の一部であると承認していないという例)と同じだと説明したところである(林・前掲(注)2)三〇〇頁参照)。しかし、積極的な主張に対する「理解」「了解」という対応(日中共同声明の場合)と、消極的な主張に対する「了解」という対応(本件の場合)とは、事情は異なるのであり、合意の解釈も違ってくるということが認識されるべきである(この点は、北大法学研究科院生(中国人留学生)王赫君も同意見であった。すなわち、後者においては、本文でも述べたように、消極的な主張に関する合意は認められないのに対し、前者においては、その積極的な主張に対する承諾は、プランクということになり、合意の有無は未定という違いが出

てくるのである。

(18) この点では、慰安婦問題で道義的責任の意味を重視される大沼教授の立場(大沼保昭「慰安婦」問題とは何だったのか(中公新書)(中央公論社、二〇〇七)一五七頁以下、一六八頁以下)にも共鳴する(しかし他面、同教授の場合には、法的責任をやや軽く扱いがちであるという違和感は感ずるが)。

(19) なお、内田雅敏「花岡事件高裁和解についての代理人弁護士の見解」完全な解決以外一切の過渡的解決を排除する態度は正しいか(情況七六号(二〇〇八)一一二頁は、ドイツの「記憶・責任・未来」財団が、道義的責任レベルのものであったことも引いて、本文のような多元的な責任論に、配慮を示すが、二〇〇〇年当時で、戦後補償関係の法律家の間で、このような理解が一般的であったかどうかは、不明である。もっとも、梶子・前掲書三三四頁では、二〇〇一年一月に著者と会った林伯耀氏が、「道義的責任は、法律的责任よりも重要です。」「道義的責任は法律的责任よりも深く重くさらに意義があります。」と注目すべき発言をしていることが紹介されている。

(20) 新美・前掲論文(注)16)花岡鮎泥の底から(二〇〇一)では、川島博士ら(注)16)「近代法理論」の影響であろうか——「法的責任と道義的責任は峻別される」とし(五七頁)、花岡事件原告が一貫

して一次的に求めた「謝罪・陳謝」は、「法的概念ではなく、倫理的・道義的観念の産物であり、「判決で鹿島建設に強制できることは、損害賠償金の支払いだけであり」「鹿島建設は、命じられた金銭を支払えば法的責任は終了したことになる」との指摘をされている(六〇頁)。「さらに、国際法では、道徳と法的責任の分離は進まないが、国内法では、倫理・道義上の責任と法的責任とは峻別されるものとする(六一頁)」。しかし、このような法的責任理解に対しては、筆者の補償理論として展開する戦後補償問題などの不法行為救済方法論の見地からは、幾つかの疑問を出すことができる。第一に、なぜ法的責任につき道義的責任を基礎として、捉えることができないのか、また第二に、重大な人権蹂躪による精神的損害の救済方法として、特定の救済(specific remedies)を考案することができないの

か、ということである。確かに、わが不法行為法は金銭賠償主義をとるが(民法七二二条一項)、それは一応のもので、場合によっては例外的に謝罪という特定の救済による精神的慰謝を法的救済としてなぜ考えてはならないか。況や補償問題においては、まさに道義的責任の反映として、法的責任としてもそのような特質は如実に出るのはないか。——かく考えると、敢て氏らを中心として示された補償理論に沿う救済志向が、上述のやや狭隘な「近代法的思考様式」ゆえに、関与される側面があり(それゆえに、それに関わる説明義務にも敏感になれなかった)、それが「ボタンの掛け違い」の前提になっているのではないかとと思われるのである。

(21) この点で、林伯耀氏が、「花岡中国人受難者の闘争の原点」として引かれる、「鹿島が事実を認めて謝罪したことは金を貰うよ

りもうれい」とする思い(在日の花岡事件生存者の故劉智渠氏の一九九〇年「共同発表」時の指摘)に注目しておきたい。「花岡和解」は中日両国人民の長期にわたる共同闘争の勝利の結果(前掲書(注)4)花岡鮎泥の底から第八集(二〇〇一)六九頁参照)。

(22) この夏さんの名誉棄損の救済方法に関する切実な思いの関却については、筆者自身も、彼女にお目にかかり、確認したことであることについては、吉田邦彦「南京事件跡地での偶感——歴史認識のギャップ、被害事実の現在性、名誉棄損問題とその解決のあり方」季刊中国九七号(二〇〇九)四九頁以下、とくに五四頁(同・前掲書(注)8)(民法理論研究4巻)(有斐閣、近刊)第九章に所収)参照。

(よした・くにこ)

北海道大学大学院法学研究科教授

三省堂

2010(平成22年版)六法

模範六法

★追録贈呈 CD-ROM 予8,190円
判例六法編修委員会[編] 5,670円

模範小六法 ★追録贈呈
判例六法編修委員会[編] 2,730円

デイリー六法
編修代表 鎌田 薫 1,890円

三省堂 新六法 永井一が編
三省堂編修所[編] 1,890円

公務員試験六法2011
三省堂編修所[編] 2,730円

現代社会と法 第2版
人と法とのかわり
小西國友[著] 3,150円

はじめての行政法
島山武道・下井康史[編著] 3,465円

海上保安法制
海洋法と国内法の交錯
[編集代表]山本草二 7,140円

子どもが法と出会うとき
思春期法学のすすめ
安藤 博[著] 1,890円

知的財産・著作権の
ライセンス契約入門 第2版
山本孝夫[著] 3,150円

比較法
滝沢 正[著] 2,940円

フランス法 第3版
滝沢 正[著] 3,990円

〒101-8371 東京都千代田区三崎町2-22-14
☎03(3230)9411[編集](価格は税込)
http://www.sanseido.co.jp/

志高い自治体職員の頑張りに触れ、議論と酒を組み交わし、一緒に歌う。新しい発想を得ることのできる得難い機会である。

驚くほど勉強をしている自治体職員の数も目立つようになった。書物を出版されたり、論文を書かれたりすることもある。その内容は、研究者のそれに決して引けをとらない。大学で非常勤講師をされたり、研究者に転身された方もいる。そうした人たちと会えるこの機会を、毎年楽しみにしている。いつまでも続くことはないだろうが、適度の規模を維持しつつ、いつまでも続いて欲しいと思う。

五

半世紀を生きてきて、出逢いに縁を感じるようになった。

それは情報でもあり依頼ごとでもあり発見でもある。調査や研修を通じて親しくなった職員の方々でもある。気

持ちだけは、大きな可能性に充ち満ちていた生意気な少年時代、わくわくした気持ちでリヤカーの荷台に座っていたあの頃のままでいたいものである。

容易なことではないが、自分を外に開いているかぎり、出逢いは向こうからやってきてくれるものだろう。この誌面を通じての読者の方々との出逢いもそうであった。

六

さてさて六回の連載をさせていたただいた「日常の実情。」も、今回が最後である。有斐閣最大の発行部数の本誌に寄稿できたことは、私の研究者人生のなかでも誇るべき慶事であった。

ところで、「日常の実情。」というタイトルのついて。

法律実施現場の日常が実際にどのようになっているのかを行政法学的に探究し、そこから実務的にも有用な知見

や理論を抽出することを意図してつけたものである。句点(マル)をつけたのは、一回一回きちんと完結させたいと思ったからであるが、振り返ってみれば、完結どころか脈絡のない雑談しかできなかった。「何を書いても良い」という編集者の言葉を真に受けてしま、少々反省している。最終回に何を書こうかと考えていたら、冒頭の情景がふと頭に浮かんだ。

仕事の合間に寝ころがって次回の構想を考えるのは、実にいい息抜きであった。それがなくなるのは寂しいかぎりであるが、まあほかの息抜きもあるから、そちらを楽しむことにしよう。さあ、ギターリストの腕をつけたボンドがそろそろ乾く頃だ。

(きたむら・よしのぶ 上智大学法学部教授)

〔連載〕

中国人強制連行和解の現状と課題(三・完)

花岡和解の問題点を中心として

吉田 邦彦

三 四 (背景問題) 戦後補償問題の

特性(そこで譲れないこと)

の再認識の必要性——通常

の不法行為訴訟との相違

(1) 「償いモデル」と「不法行為訴訟モデル」との相違

戦後補償訴訟では、過去の集団的不法行為・人権蹂躞行為に由来する「関係のこじれの修復」が一次的に問題とされている。その関係修復のための補償理論とは、《過去の不法行為事実の承認、責任の承認、それを踏まえた良心の呵責・改悛・後悔、そしてそれを

受けた謝罪、その上での被害者の赦し」という一連のプロセスであることは、既に分析しているところであるが、⁽²³⁾本件の花岡事件原告の主張も、最初の一九八九年公開書簡以来、そのプロセスに見事に一致していることが分かる。

そしてそれとの関連で、示されている補償プロセスに留意した(a)「償いモデル」と(b)「不法行為訴訟モデル」との対置(ブルックス教授⁽²⁴⁾)は、ここで問題状況に示唆を与えるであろう。すなわち、前者(a)では、典型的に

は、道徳的責任レベルでの意識変革として問題とされるのに対して、従来法律家が慣れ親しんだ法的思考様式は、後者(b)であり、対立紛争図式に終始して、法的障害が紛争解決を遠のかせ、交渉による打算的解決(またそこでは、損害賠償という金銭的な問題解決が前面に出る)では、なかなか「償い」は生まれないとする。もっとも私としては、それほどまでに両者を峻別せずに、道徳的責任は、この種の補償紛争の法的解決の基礎となり、しかし従来不法行為紛争と違って、新た

な、しかし根底的な、(法と道徳との関係にも触れあう)「償い」の不法行為救済機能が問われてきていると見るわけである。⁽²⁵⁾

ともかく法律家は、ともすると、従来の不法行為訴訟の延長線上で、損害賠償中心主義、ないしその交渉による条件闘争的な可及的多額の獲得に目が向いて、補償紛争本来の特質を閑却して、道徳面・良心面への配慮が周縁化される嫌いがあるのではないか。⁽²⁶⁾

(2) 両モデルの相違に留意した本件分析

本件和解でも、「全体的解決としての五億円の信託という成果の獲得(及び信託金の配分の仕方)」という面が目に向けて、——さらには、長年の交渉の結果、ようやく導いた和解を崩したくないという考慮が先に立ったためか——原告(被害者)の赦しに志向し

た「償い」問題が等閑視されるということにはなかったか、再度の点検が必要のように思われる。耿諄さんの(和解の読み方の誤解によるかも知れないが)怒髪天を突くまでの、そして入院するまでのショックは、こうした補償理論の核心部分に関わっており、それゆえにきめ細かい説明が求められたように思われる(そしてそれが不十分だったのは、上記の思考様式の類型的相違への対応が不十分なことに由来すると思われる)。

この点は、理論的には、比較対照できるのは、慰安婦問題におけるアジア女性基金の問題がある。同基金については、韓国においては、ほとんどにおいて、基金の受領が拒否されたが、その理由は、責任の承認に関して公式的表明が無く、それを前提とする真摯な謝罪が——首相のお詫びの手紙では——なされておらず、単なる金員の授

受はできないということとあった(慰安婦事例に関して、最高裁はすべてにおいて責任を否定した⁽²⁷⁾)。これとの対比で、本件の場合は、裁判和解という方式ゆえに、責任肯定の公式性という点では、慰安婦の場合よりも一歩踏み込んでいるのであるが、和解の書

き方の複雑さのために、両者の間に齟齬が生じたと言えよう(それでも、和解条項に即して考えるようにとの弁護団からの説得があったのであろうか、受難者の多くは、基金からの受領を肯定している)。

(23) 吉田邦彦・前掲書(注(1)) (多文化時代と所有・居住福祉・補償問題(民法理



(写真上) 中国河南省襄城の耿諄翁をお訪ねして(2009年10月)

(写真下) 天津市烈士陵園在日殉難烈士勞工紀念館(中国人強制連行犠牲者の遺骨2316柱が安置されている)



目次

- 一 はじめに
- 二 事実関係——花岡和解成立(及びその後)の経緯
 - (1) 強制連行・労働及び花岡事件
 - (2) 花岡和解に向けての歩み
 - (3) 耿諄氏らとの関係悪化 (以上、五八八号)
- 三 若干の考察・感想
 - 三一 花岡和解のメリット
 - 三二 (問題点その1) 和解の受け止め方の食い違いと意思疎通(弁護士の説明義務の問題)
 - 三三 (問題点その2) 和解条項のわかりにくさと納得可能性——その解釈のあり方
 - (1) 和解条項の解釈の仕方
 - (2) 原告の動揺と弁護士の説明義務の重要性——両者の思考様式のギャップ (以上、五八九号)
- 三四 (背景問題) 戦後補償問題の特性(そこで論れないこと)の再認識の必要性——通常の不法行為訴訟との相違
 - (1) 「償いモデル」と「不法行為訴訟モデル」の相違
 - (2) 両モデルの相違に留意した本件分析
- 三五 (構造的・手続的問題) 「価値紛争」における和解解決の可能性と限界——西松和解のあり方
 - (1) 「価値紛争」の特性——オヘアの図式
 - (2) 「価値紛争」の和解の特色
- 三六 終わりに——大局的方向性を見据えて(不毛な紛争・誤解の回避の必要性) (以上、本号)

論研究3巻)(有斐閣、二〇〇六)第6章。
(24) E. S. Roy Brooks, Atonement and Forgiveness: A New Model for Reparations (U. California P., 2004) 98, 141.
(25) それゆえに、吉田邦彦・不法行為等論義録(信山社、二〇〇八)一三頁以下、一二六頁以下では、強制連行・労働事例を人種・民族紛争に関する不法行為として、現代的不法行為の一類型として、不法行為制度の目的論と関連させつつ、叙述した。
(26) それは例えば、花岡事件訴訟における

中国人原告側の弁護士の法的構成では、損害賠償請求に還元されて、謝罪請求が捨棄されてしまっていること(本稿(2)参照)にも見て取れよう。また、注(20)の批判的検討も参照。
(27) この点については、さしあたり、吉田邦彦・前掲(注(8))「戦後補償の民法的諸問題(下)」判時一九七七年(二〇〇七)三七頁以下参照。

三一五 (構造的・手続的問題) 「価値紛争」における和解解決の可能性と限界——西松和解のあり方

(1) 「価値紛争」の特性——オペアの図式

上記の点は、さらに紛争解決論にも関わってくる。ノルウェーの紛争理論家であるオペア教授(さらにそれに着目された平井教授)は、「利益紛争」と「価値紛争」との相違、それに対応して、紛争解決のあり方も、「二者解決」と「三者解決」とに分かれてくる⁽²⁸⁾とされるが、花岡紛争などは、典型的

な「価値紛争」であり、それゆえに、両者で価値観がかけ離れ、和解成立がこれだけ難航したわけである。

しかも、オペア図式を当てはめると、「三者解決」が求められ、その意味で、本件和解は、東京高裁の新村正人元裁判官の並々ならぬ尽力なくしては、成り立ちえなかったということになるか。その意味で、西松建設事例でも、最高裁(最判平成一九・四・二七前掲)は、条約解釈として個人的請求権を否定する立場をとり(同判決では、西松建設が負うのは、法的には、自然債務的なもので「裁判上請求できるものではない」としつつ、他方で、「債務者の自発的な対応として」「関係者において被害救済に向けた努力をする」ことを求めている)、それを受けて、もはや退路を断つ形で、「道義的責任レベル」での和解交渉に踏み出されている。そしてその後、小沢献金問

題という偶然的事情もあり、企業の汚名返上を求めて、強制連行問題について、俄かに積極的解決の方向にシフトしたとも側聞している(その際に、「第三者委員会」⁽³⁰⁾を組織して、その意見を聞く方式で進んでいることも、「三者解決」が求められる類型であることとの関係では、注目されよう)。

なお、この点で、西松建設最高裁判決と類似して、比較参照すべき韓国の最近の事例として、強制連行(韓国では、「強制動員」という)被害者による韓国最大手の鉄鋼会社POSCO (Pohang Iron & Steel Co., Ltd.) (その前身は、慶尚北道の浦項製鉄で、それが一九六八年四月に設立される際には、朴正熙大統領時代、日韓条約に伴う有償・無償の五億ドルの供与の内、一億一九五〇万ドルが費消されたという経緯がある)に対する慰謝料請求(一人あたり一〇〇万ウォン(約七

万三〇〇〇円)の請求)訴訟の事例がある(その請求原因としては、①五億ドルの請求権基金は、本来原告に帰属すべきもののに、その帰属が侵害されたこと、及び②日帝と同盟した新日鉄と技術提携することにより、POSCOは、自分たちに対する新日鉄の法益侵害を幫助・助長していること(共同不法行為)を挙げる)。

これに対して、ソウル高裁第五民事部(黄漢式裁判長)(二〇〇九年七月九日判決)は、控訴棄却(請求棄却)する(その理由は、第一に、請求権基金全額が被害者たちに使われるべきであるとはいえず、この基金から一部を会社に投資することは、適法だとし、第二に、POSCOと新日鉄との技術提携は、企業維持・利潤最大化のための「経営判断」であり、「社会秩序を乱さない」(韓国民法七五〇条の不法行為「違法行為で」という字句はあ

るが、ほぼ日本民法七〇九条に対応する)にはならない)し、新日鉄に強制動員された原告らの権利救済を推進するための「法的義務はない」から、「人格権侵害行為ともできない」ことを理由とする)。しかしその反面で、同裁判官は、——西松建設最高裁判決で「任意の自発的対応」「被害救済の努力」(補償に関する和解)を企業に促す説示(民集六一巻三号一二〇四頁参照)を引用しつつ——「この事件の歴史的背景、国際動向、及びPOSCOの設立経緯・社会倫理的責任等に照らして、強制徴用・賃金未払いなどの被害者・遺族のために相当な努力をすることが望ましい」として、注目すべき付言をしているのである。実は、同裁判所は、既にそれに先立って(二〇〇九年一月八日)、和解勧告として、被害者救済の基金への出資を会社側に求めていた(ここでも、「社会倫理的

責任」を果たすようにと、述べていた)が、POSCOはこれを拒否したため(同年一月二日)に、判決に及んだわけであり、判決段階で再度任意の金員の支払履行を促しており、これを受けて、今後の和解交渉がどのような進むかが、注目されることである⁽³¹⁾。そしてこの韓国の事例では、——こうした訴訟の「価値紛争」性に気付いてかどうかはわからないが——(成功していないが)「裁判官という第三者」が和解調達のために積極的に関与しているという点では、花岡和解の構図にも類似して注目されるとも言えるであろう。

(2) 「価値紛争」の和解の特色

それでは、道義レベルでの意識変革を求めることに、「二者解決」は、無力なのか(反面で、「三者解決」として、戦後補償に配慮がない裁判官に当たれ

ば、良い解決とも言えないだろう)。この点で、ADRによる「協調的交渉」による関係的価値の増大の余地を説く「見解(ムヌーキン教授)⁽³²⁾」にも注意されるのであり、要は、同じ交渉といっても、交通事故のような「利益紛争」と本件のごとき戦後補償事例のような「価値紛争」との異同を見極めておくことであろう。

それは何かといえ、後者として、戦略的な交渉の余地は確かにあるが、前者以上に「譲れない一線」というものが存在するというものではなからうか。その意味で、両類型に対応して、同じ「和解」といっても概念的に異なり(「利益紛争」の場合の和解(Trans-action; settlement)と、「価値紛争」である補償紛争における歴史和解(reconciliation)と)いうように、用語も異なる(、後者の場合には、関係修復に繋がっていかねなければならず、

これを踏まえての「互譲」ということにならう。すなわち、内田雅敏弁護士もその点を鋭く指摘されているが、それは、①加害の事実の承認、②責任の承認、③真摯な謝罪、④謝罪に見合う賠償などであろう(内田弁護士の記事では②が抜けていると思われる)(その意味で、花岡和解は、コメントを排除して読めば、悪いものではない。特に真摯な謝罪を司法レベルで宣明したという点は冒頭に述べたことと注目されよう(この点は、新美弁護士も強調する)⁽³⁵⁾。

そして、この「譲れない一線」をどのように捉えるかで、「互譲」の余地も変わってくることに留意する必要があるであろう。先に挙げた韓国の「従軍慰安婦」のアジア女性性基金に対する拒否反応は、赦しの前提としての、加害事実及び責任の承認、そしてそれを受けた謝罪について、その誠実

性を強く求めたゆえの帰結であろうし、本件花岡和解においても、拒否者が出てくるのは、理論的には予想できることである(謝罪の完全性・潔癖性を強く要求すれば、「赦し」の前提をなす真正な謝罪になっていない。不誠実さは、(法的には)顧慮すべきではない)鹿島のコメントから窺えるというわけである。もちろん、後述の「弁護士団による騙し」という認識は、弁護士関係者の現実の意識とはズレルもの(あり、その誤解を解く必要はあるが)。しかし、他方で、訴訟的解決を選んだ場合の請求棄却の判断との対比で、そのどちらを選択するかという現実的考慮は、なされなければならぬ⁽³⁶⁾。

(28) Vilhelm Aubert, *Competition and Dissensus: Two Types of Conflict and of Conflict Resolution*, in: do, *The Hidden Society* (Transaction Books, 1982) 89. 平井宜雄・現代不法行為理論の一展望(一粒社、一九八〇)三九頁以下、五六頁以下

参照。また、田中成明「法的思考と正義・裁判——V・オウベールの分析図式について」法学論叢一〇二巻三(四合併号)(一九七八)も参照。

(29) 朝日新聞二〇〇九年五月一日三二面(「中国人強制労働和解へ——西松建設、補償額など協議へ」)。そして、毎日新聞(東京版)二〇〇九年六月二十六日一九面(「西松建設強制連行で協議開始——元労働者側と全和解を目指す」)では、この和解協議では、西松側も、原告以外を含めた全面的解決を目指し、経営陣交代を契機に、企業責任を重視した対応に方向転換したとある。

(30) 因みに、この「第三者委員会」のメンバーには、才口千晴元最高裁(第一小法廷)判事も含まれているとのことである(田中宏教授のご教示による)。西松最高裁判決は、第二小法廷によるもので、才口元判事の手になるものではないが、いずれにしても、準司法的リーダーシップが求められるところであろう。

(31) 二〇〇九年七月二日ソウル「聯合ニュース」参照。なお、これについては、同事件の原告側の弁護士として事件をリードしている崔鳳泰弁護士及び韓国強制動員被害者調査委員会第三課調査官の河承賢さんのご教示による。そして、崔弁護士には、本判決も見せていただき、さらに、判決後の動向として、和解交渉のみならず、国会議員に働きかけて、企業の社会的責任に関する

法制定の動きを起していることも、教示を得た。記してお礼申し上げたい。

(32) Robert Mnookin et al, *Beyond Winning: Negotiating to Create Value in Deals and Disputes* (Harvard U. P., 2000) 93, 173.

(33) 戦後補償事例においては、深刻な人権蹂躪となるような集団的不法行為がなされ、その後数十年の時間の経過により、「損害填補」という通常の不法行為目的よりも、「人格権的侵害による関係悪化、その関係修復」の側面が基調をなす。「価値紛争」の性格が最も濃厚な類型であり、そこにおける和解は、(医療費などの「損害填補」目的が前面に出る)自動車事故の事後処理としての和解との相違も理解しやすいであろう(もちろん、前者においても、未払い貸金問題においては、不当利得返還の側面ないし損害填補的要請は否定できず、後者においても、重大な交通事故における加害者への恨み、謝罪による赦しの側面が混在することもあり、程度の差異と見うることもあろう)。

そしてこの中間には、水俣有機水銀公害事例、西淀大気汚染事例、エイズ被害事例などの集団的不法行為事例があり、両類型の側面を備えていて、本文でのモデル分析は、理論的整理とも言えて、実際には、両者混合の和解処理がなされるということも言えようか。

(34) 内田(雅)・前掲(注19)「花岡事件高裁和解についての代理人弁護士の見解」情況七六号(二〇〇八)一一九—一二〇頁。

(35) 新美隆「花岡事件訴訟——和解成立に立ち会って」中帰連一六号(二〇〇一)五五一—五六頁参照。

(36) 換言すると、(a)歌野さんのような潔癖に(コメントも踏まえて)不誠実な謝罪ないし補償を拒むというのも、補償紛争に特有の一貫した立場であり、他方で、(b)故新美弁護士の所与の紛争解決の環境(裁判上の和解の手續的環境)の下で、できるだけ鹿島の妥協を得るべく尽力する(それは条件闘争になるので、「二者解決」ならばなおのことである)、必然的に見る人如何では不完全なものとならざるを得ない)というのも、尊い営みである。そしてこのような路線対立は、現状の司法制度上は、生じざるを得ないのではないかという、冷めた制度的分析も必要であろう(本稿のように、「償いモデル」ないし「価値紛争」という本件の特性を析出することにより、そのいずれかが、勝るといえるものではないという評価ができる。従って、竣工される「花岡記念館」においても、(a)(b)いずれの系譜の路線も区別なく展示されるべきものである)。

そして、(a)(b)両者が一致するのは、(i)原告の主張を完全に容れた判決が出る場合「及び(ii)被告の意識変革が起きて、真摯な

不法行為責任（それは法的責任か道徳的責任かを問わない）の認識の下で、謝罪がなされる場合」に限られよう。しかも、目下の（判例）では、(1)の可能性は低く、他方で、(2)の現実の可能性も大きくはない。その意味で、本件花岡事件では、一九九〇年における「共同発表」時が、(2)の状況に近く、本件和解でそれに着目しようとしたのは、今日の見ても、着目されるであろう。その限りで、(一定の譲れるところで現実的妥協をするものによる部分的和解)に至らざるを得なかったともいえるのである（そしてそれは、現在の状況と一致する。もっとも、目下存在する、それ以上の確執は、解消されねばいけないが）。

三六 終わりに——大局的方向性

を見据えて（不毛な紛争・誤解の回避の必要性）

以上にいろいろ注文も付けたが、未だ最終的な紛争解決、日中の民族和解に至っていない事態を見るにつけて、何とか状況の改善を願うからである。そのためには、まず批判・反批判の声に耳を傾けるという姿勢は、議論の前

れが法的交渉により実現できるかが問われているのである。

とくにその②③の関係については、「冷徹な法的交渉」に関する従来のモデルは、利害得失の打算、法の強制、また「応報的正義 (retributive justice)」に差配されており、道義的・良心的変革レベルでの正義の実現が求められる補償問題の中心課題との間には、ギャップがあるが、まさにそれを克服して架橋するのが、ここでの課題ということがいえよう。それは恰度、二〇〇〇年以上も前のギリシアのプラトン『国家論』において、グラウコンの正義観（それは、利益・打算・強制に支配されるそれ）に対して、それよりも高みを目指す哲人政治の正義観に対応しており、ここでは、理想主義の展開として、社会・友愛関係の豊饒さが求められ、またそのための配慮としての損害修復の倫理的命令が問われる

提的モラルとして求められるであろう（批判に対して、威嚇・攻撃するといような姿勢は、真偽のほどはわからないが、もし事実だとしたら、やはり問題であり、避けられるべきである）。

花岡和解を巡る対立を見るにつけ感ずるのは、両陣営ともに、日本社会全体との関係では、中国人強制連行問題の風化、責任意識の希薄化に危機感を持ち、その打開策を考えるという共通項では、目的を同じくする者同士の確執という感じがする。故新美弁護士、田中宏教授、林伯耀氏など、強制連行・労働問題の解決に長年腐心し、花岡事件処理を当初から支えてきた方々（そして「意図せざる行き違いに心を砕く方々」である）に、十分な証拠もなく「中国人を騙した」という批判をそのままぶつけるのではなく（それでは不毛な内部対立をおおるだけではないか）、もし同和解に具体的問題があ

こととなる。近時議論の多い「修復的正義 (restorative justice)」(なぜかわが国では、「修復的司法」とするものが、定訳のようなのであるが、それでは趣旨が通らないことも少なくないであろう) はこの部類に属すると言えよう(しかしその後ローマ法時代における道徳と区別された「法の世界」の前面化、さらには、時代が下り(それを受けた)近代民法における損害賠償の前面化(その反面での「謝罪」の救済方法の忘却)により、法的思考様式は、被害者意識とは乖離する形で定着したものとと思われる)。

そしてこの「架橋」は、実はヘラクレスを以てしても解決が難しい難題(Herculean problems)だと言って、本稿に扱った原告とその弁護士との行き違いもそれに由来するということもできよう。しかし他方で、こうした(困難であるはずの)「関係修復の和解

ればどういふところなのかを個別に批判的指摘を積み上げ、今からでも、こじれた顧客(原告)と弁護士との捻じれ・誤解を戻す方向で尽力することの方が、生産的で、真の日中の関係和解につながるように思われる。本稿もそのための一試論としてお受け止めくださいれば幸いです。

* * *

考えてみると、強制連行などの〔戦後〕補償問題における交渉行動〕に関する理論的に見た画時代的意義について、我々は十分に検討してこなかったようだ。すなわちまとめると、ここでは、①基本的な人権の蹂躪に関わる「価値紛争」であり、②それにより凶悪化した関係の修復を目指す救済方法としては、謝罪などの良心変革を目指す行動、つまり倫理的・道義的レベルでの行為が、一次的に求められ、③そ

の実践例〕は、諸外国では「謝罪の時代」とされる近年では、ホロ・コースト、アバルトヘイト、オーストラリアの先住民(アボリジニー)、ユーゴやアフリカでの紛争の事後処理(補償紛争解決)など、次々登場してきて、いわば前記プラトンのな道徳の高揚(道義的責任への注目があるとされ、責任倫理は、謝罪における倫理的核心だとする)が国際関係的にみられ、国際交渉において謝罪行為の心理学的魅力も実証的に無視できないことも指摘されている(その際には、「謝罪」は、交渉の強力な武器だとされ、紛争解決の可能性を秘めるとされる)(パーカン教授ら)⁽⁴⁰⁾ことは、従来の理論的前提を覆す動きであり、注目すべきこととされる。

しかしこれとの対比で、わが国の実践は、他国に見劣りする状況である(九〇年代半ばの村山談話などがあるが、

責任問題とキチンと関連付けて語られないのが、日本の特徴である。これに対して、隣国(韓国)における故盧武鉉大統領による濟州四・三事件に関する公式謝罪などは、注目すべきものであろう(もともとその補償的解決はなお不十分である)⁽⁴¹⁾が、その中で「花岡和解」事例は、本稿に扱う問題はあるものの、貴重な前駆的事例として、積極的に受け止められるべきものであろう。

そして、この「補償交渉の進展」という国際的道義のうねりの大局に目を据えて、眼前の被害者・弁護団の行き違いに呑み込まれることなく、むしろその原因究明及び(補償紛争の特質に即した)課題を冷静に分析していくと、一見説明不十分の「内輪もめ」と見られることも、実は、耿諄さんのような捉え方、そこにおける「謝罪第一主義」は、補償紛争解決の理解の肯綮

に当たっているとあるところがあり、軽視すべきではないことも本稿から得られたことであった。そして、この理論分析から、「当事者間の暗礁」を前向きに打開して、今後ともその集团的和解の規模が、国家的レベルまでに更なる拡充がなされる実績が積み上げられていく努力が怠られてはならない(そして法的解決は、道義的・倫理的責任に歩調を合わせるに越したことはないが、仮に現状のように、支障があるにしても直ちに落胆するに及ばない)ことを再認識して、本稿を閉じることとした。

(37) この点の指摘としては、金子マリーティン「日本の戦後処理と日本人の戦争観」部落解放ひろしま五二号(二〇〇一)六三頁、野田正彰・前掲(注(2))世界七十九号(二〇〇八)二九四頁、「私の戦後処理を問う」会「花岡事件「和解」再考」人権と教育五〇号(二〇〇九)参照。また、罌子・前掲書(二〇〇五)三八七頁、四一〇頁は、花岡受難者聯誼会内部における、文

革の「批闘」(批判闘争)を想起させる、罌子による罌頌宇氏、孫力氏に対する批判を指摘している。

(38) 例えば、野田正彰・前掲書(注(2))「盧囚の記憶(みすず書房、二〇〇九)」一三三―一三四頁(耿諄さんの受け止め方をそのまま引用する)、二二六頁(鹿島と弁護団との秘密交渉があったとする)。しかし他方で、二二六―二二七頁の耿諄氏への説明が足りないとの指摘は、本稿でも述べたところであり、その背景・構造分析、さらに、補償紛争におけるモデルの異質性の見地から分析を行ったつもりである。

(39) これについては、プラトン(藤沢令夫訳)「国家―正義について」プラトン全集11クレイトン 国家(岩波書店、一九七〇)一〇五頁以下(第2巻三五八以下)、六八〇頁以下(第9巻五八八E以下)同・国家(上)(岩波文庫)(岩波書店、一九七九(改版二〇〇八))一四頁以下、国家(下)(岩波文庫)(岩波書店、一九七九(改版二〇〇八))三三六頁以下、参照。

(40) Elazar Barkan & Alexander Karu, *Group Apology as an Ethical Imperative*, in: do. eds, *Taking Wrongs Seriously: Apologies and Reconciliation* (Stanford UP, 2006) 7, 8 [交渉における謝罪の意義、心理学的意義]、25 [謝罪における責任倫理の重要性]、56以下、多数の具体的事例としては、*id.* at 6-7, 9-参照。See also,

Elazar Barkan, *The Guilt of Nations: Restitution and Negotiating Historical Injustices* (Norton, 2000) ix-xi [国際関係における道徳的役割、道義的責任への関心の高まり]。

(41) まずなされるべき被害者の名誉回復行為としての謝罪及び真相究明(二〇〇三年)及び平和公園の建設(二〇〇四年)は、大きな前進であろう。この点で、許榮善(及川ひろ給ほか訳・濟州四・三(民主化運動記念事業会、二〇〇六)一九三頁以下、文京洙・濟州島四・三事件―「島のく」の死と再生の物語(平凡社、二〇〇八)一八二頁以下参照。See also, Ko Chang-Hoon & Kim June-Ho, *Jeju Island as the Center for Human Rights and Peace in the 21st Century*, *Peace Island Cheju Vol. 5* (2009) 98. しかし今後の課題として、(1)被害者・損害の捉え方の狭さ、(2)補償の不十分さ(医療費の一部負担に止まる)、(3)アメリカの責任問題の追及など残されている。

(追記) 校正時に、西松建設の中国人強制連行・労働に関する東京簡易裁判所での起訴前の和解(即決和解)がなされた(平成二二(二〇〇九)年一〇月二三日)旨の報に接した(朝日新

聞同日々刊一面、八面、毎日新聞二〇〇九年一〇月二六日(朝刊)二八面等)。和解担当の内田雅敏弁護士から提供された和解調書によれば、①広島安野発電所での強制連行・労働中国人受難の歴史的事実の承認及び歴史的責任の認識(二条前段)、②深甚なる謝罪の表明(二条後段)、③後世教育のための当事者共同での記念碑の建立(二条)、④二億五〇〇〇万円の支払いによる、被害補償・記念碑建立などを目的とする基金の設立(四条、五条、七条)を含み、そして⑤訴訟原告に囚われない、西松関連の水力発電所建設現場の強制労働者三六〇人全員を対象とする全面一括和解であり(四条参照)、その積極的解決には、――その他の企業への指針としても――注目されるであろう。

もとより、強制連行などの戦後補償問題に関する法的責任論(特に条約に

よる個人的責任の放棄の論理など)については、なお再検討が必要であることは、既に筆者もしばしば述べるところであるし、また、国の責任は、本件和解でも未だ手つかずの状態であって問題は残されている。とくに後者については、周知のごとく、強制連行は国策としてなされ、民間企業の問題だけに解消することはできないのであるから、政府レベルとしても、政権交代を受けて、東アジア隣国との歴史和解につき、責任を踏まえた謝罪、戦後補償法(救済立法)制定など、新たな一歩を踏み出すことは急務と言えるのではなからうか。

(よしだ・くにひこ) 北海道大学大学院法学研究科教授